

岩手県では、東日本大震災の被災者が、新たに太陽光発電システムを設置する場合に、経費の一部を補助します。

補助の対象となる方

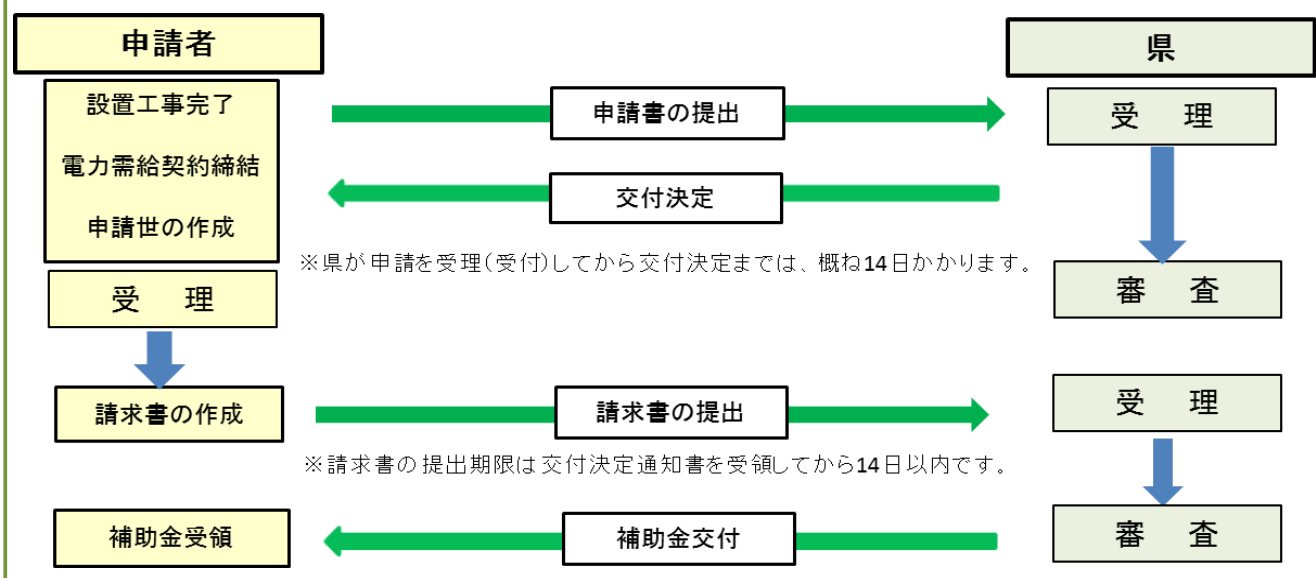
- ・東日本大震災により、**自ら居住していた家屋に被害※を受けた個人**（同居する親族を含む）又は、**事務所等に被害※を受けた法人**（もしくは個人）
- ※被害とは、全壊、大規模半壊または半壊のことです。

補助の対象となる太陽光発電システム

- ・被災者が修繕や新築等を行う建物の**新たに設置**したもの  
※平成24年4月1日以降に設置完了（電力需給開始）したものが対象となります
- ・**太陽電池の最大出力**（モジュールの公称最大出力合計値）が10kW未満のもの
- ・**申請者が自ら使用**するもの

**補助金額** 1kWあたり2万円（千円未満切り捨て）

申請手順



受付期間

平成27年4月1日から平成28年3月10日まで  
※予算額に達した場合、受付期間内であっても受付を終了しますのでご注意ください。

その他

当市で実施している新エネルギー設備導入促進事業と併用が可能です。  
※原則として、工事着工前に申請が必要ですので、ご注意ください。

申請・問い合わせ先

岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金について（県事業）  
岩手県環境生活部環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策担当  
☎019-629-5326 FAX:019-629-5334

【岩手県ホームページ】  
<http://www.pref.iwate.jp/> ※ホームページには記載例や手引きも掲載しています。

トップページから次の項目をクリック

くらし・環境 → 環境政策 → 新エネルギー・省エネルギー

新エネルギー設備導入促進事業について（市事業）

市民環境課環境安全係（内線135）

# 復興News 陸前高田

＜第25号＞

平成27年9月発行  
陸前高田市復興対策局

ニュース①

復興祈念公園の基本計画を策定しました

＜基本計画の概要などをお知らせします＞

高田松原地区では、岩手県による復興祈念公園の整備が計画されており、市は、国及び県と連携して、復興祈念公園の基本計画を検討してきました。  
このたび、有識者委員会による検討ならびに市民説明会及びパブリックコメントによるご意見を反映し、「高田松原津波復興祈念公園基本計画」を策定しましたので公表します。今後はこの計画をふまえて復興祈念公園等の設計を行っていきます。

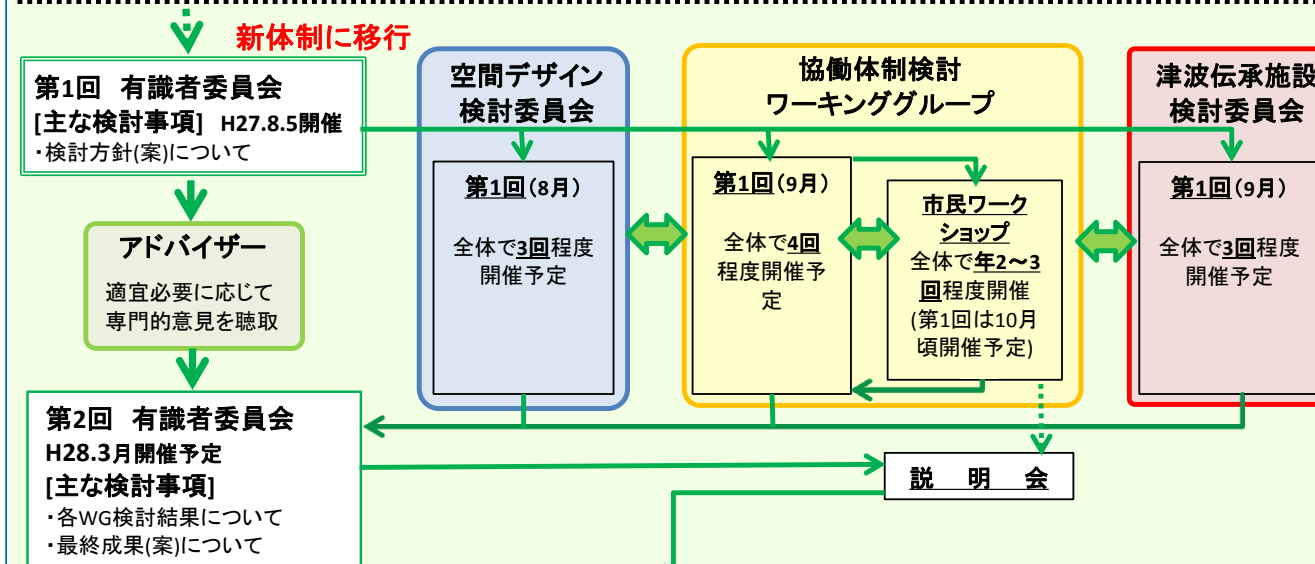
基本計画の概要（抜粋）

- 基本理念  
奇跡の一本松が残ったこの場所で犠牲者への追悼と鎮魂の思いとともに震災の教訓とそこからの復興の姿を高田松原の再生と重ね合わせ未来に伝えていく
- 空間構成の基本的考え方  
1. 広田湾と気仙川を結ぶ軸線を「空間の主軸」とする  
2. 震災遺構とのつながりを考慮しつつ、静謐（せいひつ）な空間と賑わいのある空間を仕切る  
3. 海を広く望める場所に「祈りの場」を設ける  
※詳しくは復興庁、東北地方整備局及び市のホームページをご覧ください。

今年度の検討について

高田松原津波復興祈念公園『有識者委員会』の下に、3つの『ワーキンググループ』等を設置し、テーマごとに具体的な検討を行います。

基本計画策定



基本設計確定

高田松原津波復興祈念公園有識者委員会 委員名簿（敬称略）

| 区分   | 氏名    | 役職                  |
|------|-------|---------------------|
| 委員長  | 中井 検裕 | 東京工業大学大学院社会理工学研究科教授 |
| 副委員長 | 涌井 史郎 | 東京都市大学環境学部教授        |
| 委員   | 篠沢 健太 | 工学院大学建築学部教授         |
| 委員   | 広田 純一 | 岩手大学農学部教授           |
| 委員   | 南 正昭  | 岩手大学地域防災研究センター長・教授  |
| 委員   | 戸羽 太  | 陸前高田市市長             |

ワーキンググループ等幹事

問い合わせ先 都市計画課計画係（内線302）



## ニュース② 高田地区の用途地域、準防火地域及び地区計画が決定しました

高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画の変更に合わせ、用途地域と準防火地域を変更しました。

また、かさ上げ部の安全性の維持とともに、良好な生活環境を確保するため、地区計画を決定しました。  
(図面等は市ホームページまたは都市計画課でご覧になれます。) ※概要は右ページに記載しています。

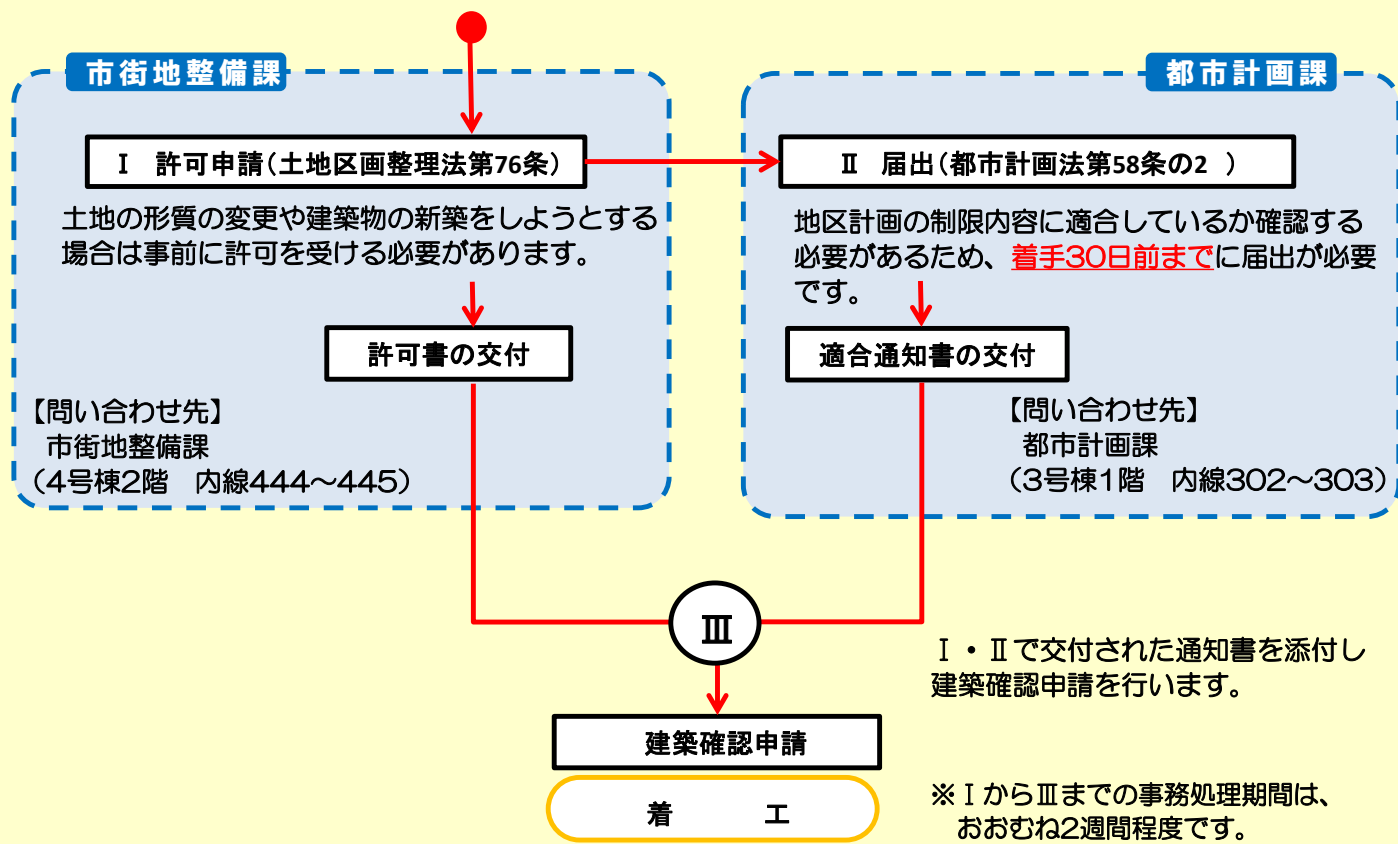
**問い合わせ先** 都市計画課計画係 (内線302)

## ニュース③ 土地区画整理事業区域内でご自宅等を再建されるみなさまへ 《建築確認申請の前に許可・届出が必要です》

建物を建築する場合は、建築確認申請が必要です。土地区画整理事業区域内で、ご自宅等を建築しようとする場合は、建築確認申請の前に、以下の申請や届出が必要となります。

※高田地区高台2で仮換地指定を受けた地権者の皆様はご注意ください。

### 建築確認申請までに必要な手続きの流れ(区画整理事業区域)



### 問い合わせ先

- ・ I について 市街地整備課区画整理係 (4号棟2階 内線444・445)
- ・ II について 都市計画課計画係 (3号棟1階 内線302・303)

※申請や届出の詳細な内容や様式は担当課及び市ホームページでもご確認いただけます。

【陸前高田市ホームページ】

<http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/>

### 用途地域・準防火地域の概要(高田地区)

#### 第一種中高層住居専用地域

良好な住居環境を守る地域で、  
小規模の店舗や病院等も建築可  
能。

#### 第一種住居地域

住居環境を守る地域で、中規模  
な店舗やホテル等も建築可能。

#### 近隣商業地域

商業地域の周辺で、近隣に対  
する店舗や業務のための地域  
で、小規模な工場も建築可能。

#### 商業地域

商業や業務、サービス施設等  
が集まる拠点的な商業地。

| 凡 例          | 容積率 | 建ぺい率 |
|--------------|-----|------|
| 第一種中高層住居専用地域 | 200 | 60   |
| 第一種住居地域      | 200 | 60   |
| 近隣商業地域       | 200 | 80   |
| 商業地域         | 400 | 80   |
| 準工業地域        | 200 | 60   |

#### 準防火地域

市街地の火災の危険を防ぐための地域。  
一定規模以上の建築物について、耐火建築  
物や準耐火建築物とする必要がある。

#### 白地(無指定)

土地利用を想定しな  
い区域。

#### 準工業地域

軽工業等のための地域で、危険性や環  
境影響が大きい工場以外はほぼ可能。

### 高田地区地区計画の概要

#### <かさ上げ地>

地盤面の高さを下げるこ  
との制限  
かさ上げの安全性を維持  
するため。

#### <中心市街地商業地区>

風俗施設(店舗型営業)の制限  
住宅地が近接しており、良好な  
環境を維持するため。

#### <中心市街地準工業地区>

危険な工場(火薬等)の制限  
住宅地が近接しており、周辺環  
境との調和を図るため。

#### (その他、地区計画以外の事項)

- ・ 中心市街地における専用住宅の建築につ  
いては、ガイドラインや借地契約の条件と  
してルールを検討予定です。
- ・ 良好な景観をつくっていくためのまちな  
みの方針等も検討を予定しています。

#### <区画整理区域(居住区域)>

ブロック塀の高さの制限  
災害時の避難連絡確保、落下物  
防止等の防災のため。